

我が国の女子差別撤廃条約実施状況報告に対する最終見解について

女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）は、本年 10 月 17 日に我が国の第 9 回報告を審査した。

上記審査を踏まえ、10 月 29 日（日本時間）、女子差別撤廃委員会からの我が国の報告に対する最終見解が公表された。

1. 肯定的な側面

- (1) 法律の制定・改正（女性の再婚禁止期間の廃止、旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等の支給、不同意性交等罪への変更、性交同意年齢の引上げ、DV 防止法保護命令の対象範囲拡大、婚姻開始年齢の男女同一化等）
- (2) 制度的・政策的枠組みの改善（WPS タスクフォース立上げ、人身取引対策行動計画策定、第 5 次男女共同参画基本計画策定）
- (3) 国際条約の締結（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）

2. 勧告概要

（●：2 年以内にフォローアップとして情報提供が求められている項目）

- (1) 女子差別撤廃条約選択議定書締結へのあらゆる障害の除去
- (2) 女性差別の包括的定義の導入、皇位継承における男女平等を保障するための皇室典範の改正、●選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出でない子の差別規定の撤廃
- (3) 平和構築等の取組への女性参画の確保、女性・平和・安全保障（WPS に関する意識向上）
- (4) 国外への義務（日本企業による第三国での採掘影響対策及び女性労働者への暴力対策）
- (5) マイノリティ女性を含めた苦情申立体制確立、女性の権利に関する司法関係者の能力開発・市民の啓発
- (6) 国内本部機構の強化（専門省の設置等）、ジェンダー予算編成の強化、女性団体への支援
- (7) 国内人権機構の設置
- (8) 暫定的特別措置（市民の理解促進、●女性国会議員候補者の供託金減額、福島女性の被災者の基本的権利・自由の確保）
- (9) ジェンダーに関する固定観念（包括的戦略、公務員・メディアの能力開発、ポルノ・ビデオゲーム・アニメ製品の製造・流通への既存の法的措置や監視等、民族的マイノリティ（アイヌ女性・部落女性・在日韓国・朝鮮人女性等）の女性への性差別に対する国家政策）
- (10) 女性に対するジェンダーに基づく暴力（以下、「GBV」）（配偶者間レイプの別途犯罪化、DV 防止法保護命令の延長手続効率化、被害者支援サービス及びシェルター提供・資金援助の拡大、出入国管理・難民認定法の改正、沖縄における GBV 被害女性・女兒に関し、予防、捜査、加害者の訴追・処罰、被害者への補償のため等の適当な措置等）
- (11) 人身取引・性的搾取（脆弱性に配慮した被害者支援、効果的な捜査・訴追と適切な処罰、子どもの搾取、経済的困難等により売春を強いられる女性・女兒に焦点を当てた措置等）
- (12) 「慰安婦」に関する国際人権法上の義務の効果的な実施のための取組の拡大・強化
- (13) 政治的・公的分野（法的クォータ制の導入、市民・政党の啓発、政治分野男女共同参画推進法への罰則規定、民族その他のマイノリティ女性のための暫定的特別措置等）
- (14) 教育（STEM、ICT 分野への進学やキャリア選択の促進、包括的な性に関する指導の導入、「慰安婦」含む教科書記述、全ての教育機関における教育アプローチの標準化等）
- (15) 雇用（STEM・医療・法律の専門職増加のための暫定的特別措置、職場のジェンダーバイ

アス・ハラスメント対策、管理職に占める女性労働者の目標の引き上げ、男女間賃金格差・年金格差への措置、間接差別の対象の拡大、ILO 第 189 号条約締結等)

- (16)健康 (●緊急避妊薬含む現代的避妊法の提供、人工妊娠中絶の非犯罪化、●人工妊娠中絶のための配偶者同意要件撤廃、人工妊娠中絶の健康保険適用、性同一性障害特例法の改正、水道水中の PFAS の安全レベルの報告等)
- (17)経済的エンパワーメント (ひとり親・寡婦・高齢女性の包摂、ビジネス支援強化、スポーツ・文化における女性参画拡大等)
- (18)農山漁村女性 (農山漁村開発計画への参画拡大、所得税法の改正、医療・社会的サービス確保)
- (19)不利な立場にある女性 (アイヌ女性・部落女性・在日韓国・朝鮮人女性・障害のある女性・LBTI 女性・移民女性への交差する形態の差別の撤廃、技能実習生を含む移民女性の労働条件等の監視・保護、障害者差別解消法への複合的・交差的差別に対する罰則規定等)
- (20)気候変動と災害リスク (女性・女兒に与える影響のデータ収集、意思決定・戦略策定過程への女性参画、ジェンダー予算)
- (21)婚姻と家族関係 (離婚後の平等な財産分与、シングルマザー支援、シングルマザーへの性差別対策、同性婚の実現、同性婚・事実婚女性の養子縁組)
- (22)年齢及び社会経済的背景別に分類された女性に関するデータ収集・分析 (暴力、人身取引、教育、社会経済的地位)
- (23)北京宣言及び行動要綱の活用
- (24)関係国家機関 (政府、国会、司法当局等) への最終見解の周知
- (25)未締結の国際人権条約・選択議定書の締結

(※) 勧告とは別に、締約国が女性を締約国の持続可能な開発の推進力として認識し、その目的に沿った政策と戦略を採用すること、最終見解実施に関し立法府が必要な措置をとることについても言及あり。

以上